小山市委託業務成績評定通知実施要領

（趣旨）

第1条　この要領は、小山市委託業務成績評定要領第7条の規定に基づき、委託業務の成績評定通知書等に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象委託業務）

第2条　委託業務成績評定の通知の対象とする委託業務は、小山市委託業務成績評定要領第2条の規定により評定した委託業務のうち、業務委託料が 1,000 万円以上のものとする。

（評定等の通知）

第3条　契約検査課長は、検査員より評定書等が提出された後、当該評定書等に係る委託業務の受注者に評定結果を委託業務成績評定通知書（以下「通知書」という。）により通知するものとする。

2　前項に規定する通知の手順は、契約検査課長が通知書を業務担当課長に送付し、業務担当課長は通知内容を確認のうえ監督員を通じて受注者に通知するものとする。

（説明の請求方法）

第4条　前条による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に説明の請求書により契約検査課長に評定の内容について説明を請求することができる。

（説明の請求に対する回答）

第5条　契約検査課長は、前条による説明の請求を受けたときは、別に定める小山市委託業務成績評定評価委員会要領による委員会（以下「委員会」という。）に付託し、その審査結果を踏まえたうえで、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、その結果を説明の請求に対する回答書により回答するものとする。

（説明の請求の却下）

第6条　契約検査課長は、請求期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、その請求を却下することができるものとする。

2　説明の請求の却下は、請求者に対して説明の請求却下通知書により通知するものとする。

（評定の修正）

第7条　契約検査課長は、第5条の審査結果を踏まえ、通知書を修正する必要があ

ると認められる場合は、修正のうえ、当該受注者に通知書によりその旨を通知するものとする。

（評定結果の公表）

第8条　評定が確定した時は、委託業務成績通知書の写しを閲覧により公表するものとする。

2　公表は、契約検査課で行ない、公表期間は、完成検査を行った日の属する年度及び翌年度とする。

（様式）

第9条　この要領による通知書等の様式は、別に定める。

（補則）

第10条　この要領に定めるもののほか、委託業務の成績評定通知等の実施に関し必要な事項は、契約検査課長が別に定める。

附　則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。